

## 2 「法」に関する教育の基本的な考え方

### (1) 「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像

東京都教育委員会では、「『事前規制社会』から『事後チェック社会』への転換」及び「新しい学習指導要領における『法』に関する指導の充実」といった背景を踏まえ、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領の各教科等に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容に基づく、「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像を次のようにとらえました。

#### 【背景】

- 「事前規制社会」から「事後チェック社会」への転換
  - ・自由で公正な社会の担い手として必要な資質・能力の育成
- 新しい学習指導要領における「法」に関する指導の充実
  - ・民主主義社会における法やきまりの意義の理解
  - ・規範意識や公共の精神に基づき 主体的に社会の形成に参画するために必要な資質・能力の育成



#### 【「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像】

- 日常生活において、法やきまり、ルール及び司法を身近なものであると意識し、その意義や役割について理解するとともに、自由で公正な社会の担い手として、法やきまり、ルールを遵守したり、それらを利用して紛争の解決を図ったり、司法に能動的に参加したりするなど主体的に社会の形成に参画しようとする態度を身に付けた児童・生徒

さらに、「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像に基づいて、児童・生徒に育てたい資質・能力について、「『法』に対する興味・関心」「『法』に対する知識・理解」「『法』に基づき社会の形成に参画する態度」の3つの観点から、次のように設定しました。

#### 【児童・生徒に育てたい資質・能力】

##### 「法」に対する興味・関心

- 日常生活において、法やきまり、ルール及び司法を身近なものであると意識し、興味・関心をもつ。

##### 「法」に対する知識・理解

- 法やきまり、ルール及び司法の意義や役割について理解する。

##### 「法」に基づき社会の形成に参画する態度

- 自由で公正な社会の担い手として、法やきまり、ルールを遵守したり、それらを利用して紛争の解決を図ったり、司法に能動的に参加したりするなど主体的に社会の形成に参画しようとする態度を身に付ける。

なお、この「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像の設定に当たっては、法務省・法教育研究会「報告書」に示された「1 我が国において目指すべき法教育（1）自由で公正な社会を支える『法』的な考え方を育てること」を参考にしました。

## (2) 「法」に関する教育における「学習の視点」

「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像の実現を図るために、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかる指導内容について、どのような視点から児童・生徒に学習させるのかといった「学習の視点」を明らかにする必要があります。

そこで、法務省・法教育研究会「報告書」に示された「1 我が国において目指すべき法教育(2) 法教育で取り扱うべき主たる内容」を参考に、次のように「法」に関する教育における「学習の視点」を設定しました。

### 「法」に関する教育における「学習の視点」

#### ◆学習の視点1:法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ

○法やきまり、ルールは、多様な人々が共生する社会において、互いに尊重し合い、社会生活をより豊かにするために存在するものであるといった基本的な考え方を理解させ、法やきまり、ルールの意義や役割を意識しながらそれを遵守しようとする態度を育てる。

#### ◆学習の視点2:私法の基本的な考え方を学ぶ

○個人と個人の関係を規律する私法分野について、契約自由の原則や私的自治の原則などの私法の基本的な考え方を理解させ、日常生活においても法意識をもって行動し、法を主体的に利用できる力を育てる。

#### ◆学習の視点3:憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ

○個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や、国と個人との関係の基本的な在り方について理解させ、自律的かつ責任のある主体として自由で公正な社会の形成に参画しようとする態度を育てる。

#### ◆学習の視点4:司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

○司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させるとともに、国民が法や司法を利用するだけではなく、司法を支えるために能動的に参加しようとする意欲や態度を育てる。

本カリキュラムの第2章「2 『法』に関する教育における『学習の視点』から見た主な指導内容の系統」では、小・中学校及び高等学校の新しい学習指導要領に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかる指導内容について、ここで明らかにした「学習の視点」に基づいて「各学校・学年段階」との関係を整理して、各教科等における系統的な指導を意識できるようにしました。